

軽井沢町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和4年4月1日

1. 背景

平成20年1月に策定した軽井沢町耐震改修促進計画（以下「町促進計画」という。）の計画期間を5年間（令和3年度から令和7年度まで）延長し、当該計画に定める住宅耐震化率の目標達成に向け、住宅所有者に対する普及啓発を行い、耐震化に要する費用に対しての財政的支援を行い、住宅耐震化の促進に取り組んでいる。

国は、平成28年度に住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震化に伴う積極的な普及啓発を行う地方公共団体に対し、重点的な支援を行うこととした。

また、長野県においても、平成29年度から既存住宅耐震改修補助事業における限度額を60万円から100万円に引き上げ、住宅耐震化を促進している。

このような状況から町においても、より積極的な住宅耐震化を進めるため、軽井沢町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定する。

2. 目的

町促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者等に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進等に係る取組や啓発等を図るとともに、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をより一層促進することを目的とする。

3. 位置付け

アクションプログラムは町促進計画の別紙とし、町促進計画を補完する施策として位置付ける。

4. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、軽井沢町全域とする。

5. 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、町促進計画と同様の令和3年度から令和7年度までとする。

ただし、国や県の関連計画、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証見直しなどを行う。

6. 取組内容

（1）住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

町広報誌とは別に発行している「おたより」に、耐震診断等に関するリーフレット等を同封し、送付する。

(2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

町の耐震診断士派遣事業において耐震診断を実施した所有者に対し、耐震診断の結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。

耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、耐震化の意識啓発及び再度補助制度の説明を行う。

(3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取組

県及び関係団体等と連携し、講習会の開催及び改修事業者等のリストを作成し公表する。

(4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発

耐震改修に係る町の補助制度等について、町の広報誌等に掲載し町民に広く周知する。

耐震改修に関して作成したリーフレットを窓口等で配布する。

7. 実績の公表

アクションプログラムの取組内容について、耐震診断や耐震改修実績等を毎年度終了後、町のホームページや広報にて公表する。

8. 実施目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木造住宅耐震診断	10	10	10	10	10
木造住宅耐震改修	1	1	1	1	1

9. 補助実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木造住宅耐震診断	6	3	4	10	8
木造住宅耐震改修	2	0	0	0	1